

<<<新旧対照表>>>

○大田区保育の必要性の認定等に関する条例

新	旧
<p>大田区保育の必要性の認定等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年3月13日 条例第11号</p>	<p>大田区保育の必要性の認定等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年3月13日 条例第11号</p>
<p>第1条～第4条3(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども <u>零</u></p>	<p>第1条～第4条3(1) (略)</p> <p>(2) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども <u>第1項又は第8項の額に100分の40を乗じて得た額。ただし、別表の階層区分B2の世帯に属する場合は、零とする。</u></p>
<p>第4条3(3)～第8条 (現行とおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の大田区保育の必要性の認定等に関する条例の規定は、平成30年9月以後の月分の費用について適用する。</u></p>	<p>第4条3(3)～第8条 (略)</p>